地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項から五の項までの区域の欄中「十勝支庁管内及び網走支庁管内」を「十勝総合振興局管内及びオホーツク総合振興局管内」に改める。

別表第二の一の項事務の欄中「第十八号」を「第十九号」に改め、同項区域の欄中「石狩支庁管内、空知支庁管内」を「石狩振興局管内、空知総合振興局管内」に、「後志支庁管内」を「後志総合振興局管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝総合振興局管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に改め、「、前原市」及び「、糸島郡」を削り、「みやま市」の下に「、糸島市」を加え、同表の三の項及び四の項区域の欄中「上川支庁管内」を「上川総合振興局管内」に、「空知支庁管内」を「空知総合振興局管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌振興局管内」に、「、天塩町及び幌延町」を「及び天塩町」に改める。

別表第三佐野自動車検査登録事務所の項中「、大平町、藤岡町、岩舟町及び都賀町」を「及び岩舟町」に改め、同表熊谷自動車検査登録事務所の項中「、大里郡及び北埼玉郡」を「及び大里郡」に改め、同表習志野自動車検査登録事務所の項中「印旛村、本埜村及び」を削り、同表長岡自動車検査登録事務所の項中「、北魚沼郡」を削り、同表浜松自動車検査登録事務所の項中「、周智郡及び浜名郡」を「及び周智郡」に改め、同表沼津自動車検査登録事務所の項中「、駿東郡及び富士郡」を「及び駿東郡」に改め、同表豊橋自動車検査登録事務所の項中「、北設楽郡及び宝飯郡」を「及び北設楽郡」に改め、同表西三河自動車検査登録事務所の項中「高浜市」の下に「、みよし市」を加え、「、額田郡及び西加茂郡」を「及び額田郡」に改める。

別表第五の一の項、三の項及び五の項管轄区域の欄中「胆振支庁管内」を「胆振総合振興局管内」に、「日高支庁管内及び上川支庁管内」を「日高振興局管内及び上川総合振興局管内」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日　　国土交通大臣　前原　誠司

第一条　地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節　航空無線標識所（第八十九条―第九十一条）」を「第六節　航空衛星センター（第八十九条―第九十二条―第九十八条）」に、「第七節　航空衛星センター（第九十二条―第九十八条）」を「第六節　航空衛星センター（第九十九条）」に改める。

第十五条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に掲げる課のほか、空港部に建築調整官一人を置く。

第二十二条第二号中「技術管理課」の下に「並びに建築調整官」を加える。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（建築調整官の職務）

第二十六条の二　建築調整官は、命を受けて、建築施設に関する工事及び保守に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（空港企画調整課及び技術管理課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第三十五条中「航空路監視レーダー事務所　」を「航空路監視レーダー事務所」に改める。

第三十七条第二十号及び第二十一号中「、航空路監視レーダー事務所及び航空無線標識所」を「及び航空路監視レーダー事務所」に改める。

第三十九条の三第一項中「及び福岡空港事務所」を「、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所」に改める。

第四十四条第一項第五号中「実施及び」を「実施並びに」に改め、同項第十一号中「、航空路監視レーダー事務所及び航空無線標識所」を「及び航空路監視レーダー事務所」に改める。

第五十六条第二項第五号中「実施及び」を「実施並びに」に改め、同条第九項中「、航空路監視レーダー事務所及び航空無線標識所」を「及び航空路監視レーダー事務所」に改め、同条第十五項及び第十六項中「、航空管制官」及び「、先任航空管制官」を削り、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十五項」の下に「及び第十七項」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17　航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者一人（那覇空港事務所にあっては、二人）を先任航空管制官とする。

18　先任航空管制官は、航空管制官の所掌に属する事務を管理する。

第六十二条第六項第一号を次のように改める。

一　電話による航空情報（電話による飛行場航空情報及び電話による航空路航空情報を除く。）に関すること。

第六十五条第六項中「第五項」を「第四項」に改める。

第六十六条第二項第一号中「、航空路監視レーダー事務所及び航空無線標識所」を「及び航空路監視レーダー事務所」に改める。

第八十一条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

中標津空港出張所、花巻空港出張所、山形空港出張所、大島空港出張所、松本空港出張所、能登空港出張所、神戸空港出張所、対馬空港出張所、種子島空港出張所及び奄美空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

第八十一条第四項中「庄内空港出張所」の下に「、福島空港出張所」を、「静岡空港出張所」の下に「、南紀白浜空港出張所」を加え、同条第六項中「大島空港出張所」の下に「、松本空港出張所、南紀白浜空港出張所」を加える。

第二章第六節を削る。

第九十二条中「別表第七」を「別表第六」に改め、第二章第七節中同条を第八十九条とする。

第九十三条を第九十条とし、第九十四条から第九十八条までを三条ずつ繰り上げる。

第三章第七節を同章第六節とする。

第三章中第九十九条を第九十六条とする。

別表第一丘珠空港事務所の項中「石狩支庁管内」を「石狩振興局管内」と改め、同表新千歳空港事務所の項中「後志支庁管内、空知支庁管内、上川支庁管内、留萌支庁管内、胆振支庁管内及び日高支庁管内」を「後志総合振興局管内、空知総合振興局管内、上川総合振興局管内、留萌振興局管内、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内」に改め、同表稚内空港事務所の項中「宗谷支庁管内」を「宗谷総合振興局管内」に改め、同表函館空港事務所の項中「渡島支庁管内及び檜山支庁管内」を「渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内」に改め、同表釧路空港事務所の項中「網走支庁管内、十勝支庁管内、釧路支庁管内及び根室支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内」に改める。

別表第三静岡空港出張所の項中「牧ノ原市」を「牧之原市」に改める。

別表第五加世田航空路監視レーダー事務所の項を削る。

別表第六を削る。

別表第七中「第九十二条」を「第八十九条」に改め、同表を別表第六とする。

第二条　地方航空局組織規則の一部を次のように改正する。

第五十六条第十七項中「一人（」の下に「東京空港事務所及び」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年十月一日から施行する。